

協議第9号（継続）

地域審議会等の取扱いについて

（平成17年2月23日提案）

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
<ol style="list-style-type: none">1 地域審議会等を設置しない。2 地域審議会等を設置する。<ol style="list-style-type: none">（1）地域審議会を設置する。（2）地域自治区を設置する。（3）合併特例区を設置する。

平成17年3月2日確認

参 考 (現 況 等)

1 地域審議会，地域自治区及び合併特例区の概要

区分	地域審議会	地域自治区		合併特例区	
根拠法令	合併特例法第5条の4	地方自治法第202条の4	合併特例法第5条の5	合併特例法第5条の8	
目 的	合併の懸念や不安を払拭するため，合併後の市町村の施策全般に関し，きめ細やかに住民の意見を反映できるよう設置	地域住民の意見を行政へ反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として設置 (住民自治の強化)		地域住民の意見を行政へ反映させるとともにその地域の一定の事務を処理し，住民の利便性の向上を図ることにより合併市町村の円滑な一体性の確立に資するために設置	
組 織	法人格	法人格を有しない(長の付属機関)	法人格を有しない		法人格を有する(特別地方公共団体)
	事務所		事務所の位置，名称，所管区域は，条例で定める	事務所の位置，名称，所管区域は，合併関係市町村の協議で定める	事務所の位置は，合併関係市町村の協議で定める 職員は合併関係市町村職員の中から長の同意を得て区長が任命
	事務所の長		事務所の長は，事務吏員をあてる	事務所の長は，事務吏員をあてる。ただし，合併関係市町村の協議により事務所の長に代えて合併市町村の長が選任した特別職の区長がおける(任期：2年以内)	区長は合併市町村の長が選任し，特別職とする(任期：2年以内) 助役又は合併特例区の区域を所管区域とする支所等の長を兼務可能
設置区域	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる	新市の全区域を対象に，市町村内の一定の区域に設置できる	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる	
設置方法	合併関係市町村の協議により定め，各市町村議会の議決を経て設置	市町村が条例により設置	合併関係市町村の協議により，議会の議決を経て設置	合併関係市町村の協議により定め，各市町村議会の議決を経て県知事の認可を受けて設置	
設置期間	合併関係市町村の協議で定める期間(建設計画を考慮し，概ね10年)	特に定めはない	合併関係市町村の協議で定める期間	合併関係市町村の協議により，規約で定める期間(5年以内)	

参 考 (現 況 等)

区分	地域審議会	地域自治区		合併特例区	
組織	名称	地域審議会（規約で定める）	地域協議会（条例で定める）		合併特例区協議会（規約で定める）
	権限	1 合併市町村の長の諮問に応じて審議 ・市町村建設計画の変更 ・市町村建設計画の執行状況(定期的) ・地域振興のための基金の運用 ・基本構想,各種計画の策定・変更等 2 必要に応じ合併市町村の長への意見具申 ・市町村建設計画の執行状況(随時) ・公共施設の設置・管理運営 ・福祉・廃棄物処理等の基本的な計画の策定・実施状況	1 市町村長又は市町村の諮問に応じて審議 ・地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 ・市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内の住民との連携強化 2 地域自治区の区域に係る重要事項について意見具申		1 特例区が処理する事務及び施策の実施に関し,合併市町村の長又はその他の機関若しくは合併特例区の区長の諮問に応じて審議し,意見具申 2 規約で定める特例区の区域に係る重要事項に対する意見具申
	事務執行		市町村の事務を分掌し,区域住民の意見を反映して処理 ・地域福祉,環境保全,道路・施設の管理,地域防災など		規約で定める事務を処理 ・合併関係市町村で処理されていた事務で,一定期間特例区で処理することが効果的であるもの(課税権,起債権はない。地方交付税対象外。特例区規則を制定できる。) ・その他特例区が処理することが必要な事務(公共施設管理,地域振興イベントなど)
	構成員	合併市町村の協議で定める	区域内の住民から市町村長が選任(任期は4年以内で無報酬とすることができる)		区域内の住民から規約で定める方法により合併市町村長が選任(任期:4年以内)
財源	なし(長の諮問機関であり,直接事務事業を執行することはない)	市町村が必要な予算を確保		市町村からの委譲財源で運営(予算・決算を作成)	
住居表示			地域自治区の名称を冠する (例: 市 区 町)	合併特例区の名称を冠する (例: 市 区 町)	

参 考 (現 況 等)

2 地域審議会，地域自治区及び合併特例区が設置される一般的なケース

- (1) 規模の大きな市や町と，その周辺にある小さな町村が合併する場合に，旧町村区域に設置。
- (2) 合併前の市町村数が多く，合併後の新市において旧市町村の議会議員数が極端に少なくなるような場合。
- (3) 合併後の新市の面積や地形等から，新市のまちづくりを分けて考えないとならないような場合。

3 地域審議会，地域自治区及び合併特例区の設置を検討する際の留意事項

- (1) 旧市町村意識が温存され，新市としての一体感の形成を阻害する要因にならないように考慮する必要がある。
- (2) 地方自治法による地域自治区は，合併後においても必要性に応じて設置できる。
- (3) 法人格を有する合併特例区は，設置期間が短期間である。(5 年間)
- (4) 地域自治区及び合併特例区は事務を煩雑にする場合がある。